

♪ 教えて！まみりん ♪

令和4年10月

海産物の電話勧誘販売



Q

昨日、海産物業者から電話があり、「コロナの影響で商品が売れない。支援してほしい」と言われ了承してしまいましたが、止めることはできますか。

A

電話をかけてくる事業者の中には、この例のように「**新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている**」などと、消費者の**同情心につけ込む**ものや、「以前、購入してもらったことがある」などと嘘を言い、消費者がすぐに断れないようにして勧誘するものなどがあります。

事業者からの電話勧誘で契約した場合は、「特定商取引法」により、**クーリング・オフ**が可能です。この法律に定める**書面を受け取った日から8日以内**に、**ハガキやメール**などでクーリング・オフ通知を発信すれば、契約を解除することができます。もし、事業者の電話番号が分かっていたら、連絡をして解約を伝えておきましょう。

商品が届いてしまった場合には、配送業者に事情を説明して**事業者名・住所**などを控えさせてもらい、**受取り拒否**をしたうえでクーリング・オフ通知を発信してください。